

第7 パッケージ型消火設備（を）

1 特例基準

(1) 地階であることにより、パッケージ型消火設備が設置できない防火対象物又はその部分であっても、次の全てに適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 避難階であること。

イ 直径 1m以上の円が内接することのできる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75 cm 以上及び 1.2m以上の開口部を 2 以上有し、その開口部の面積の合計が当該階の床面積の 30 分の 1 を超える階であること。

ウ 前イの開口部は、次に適合するものでなければならない。

(ア) 床面から開口部の下端までの高さは 1.2m以内であること。

(イ) 直径 1m以上の円が内接することのできる開口部は、道又は道に通ずる幅員 1m 以上の通路その他の空地に面したものであること。

(ウ) 幅及び高さがそれぞれ 75 cm以上及び 1.2m以上の開口部は、道又は道に通ずる幅員 1.2m以上の通路その他の空地に面したものであること。

※車いす利用者等の避難の際、車いす等の転回及びその他操作に要する幅員を考慮したもの。

(エ) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないもので、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。

(オ) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。